

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会
事業者の所在地	宮城県仙台市太白区茂庭台二丁目 15 番 20 号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	会長 阿部 達
電話番号	022-399-7550

2. ご利用施設

事業所名	茂庭地域包括支援センター
所在地	宮城県仙台市太白区茂庭台二丁目 15 番 20 号
電話番号	022-281-4115
FAX 番号	022-281-1357
指定年月日	平成 18 年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
事業所指定番号	第0405400102号
管理者	阿部 久美子
サービス提供地域	茂庭台中学区・生出中学区

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービスの内容等	常勤	非常勤
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握及び業務の管理を一元的に行う。	1名(兼務)	0名
保健師(看護師)	要支援1・2の方を対象とし、介護予防ケアマネジメントを主とする、介護予防支援を行なう。	1名	0名
主任介護支援専門員		2名	0名
社会福祉士		1名	0名

4. 営業日、営業時間及びサービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日まで(年末年始・祝祭日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで ※上記時間以外においては、電話により、24時間常時連絡が取れる体制を整えています。

5. サービス利用料金

①当事業所の提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、当事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

②ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、当事業所が介護保険からサービス利用料に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は以下に定めるサービス利用料金の全額を事業所に対し、いったん支払うものとします。

・介護予防支援費 1月につき 438単位

・初回加算 300単位

（初回の介護予防サービス計画作成時、並びに、2月以上、介護予防支援を提供しておらず、その後の介護予防サービス計画作成時に計上する）

・委託連携加算 300単位

（介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する場合、初回に限り計上する）

6. 事業の目的及び運営方針

（1）事業の目的

当事業所は利用者に対し、可能な限りその地域においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

（2）運営方針

①利用者が可能な限りその地域において、自立した日常生活が営むことができるよう、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行います。

②事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

③サービス提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者本位のサービス提供がされるよう配慮します。

④利用者に提供される、介護予防サービス等が、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。また、介護予防サービス・支援計画書に位置付けた理由を求めることが可能であり、その説明を致します。

7. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）利用者及び家族からの苦情処理体制を整備しています。

（2）その他虐待防止のために必要な措置を取ります。

サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを通報するものとする。

8. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、仙台市、ご家族、介護予防支援事業者等に早急に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。また、賠償すべき事故が発生した場合のため、次の賠償責任保険に加入しています。

- ・保険の種類 事業者賠償責任保険
- ・保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

9. 守秘義務

当事業所職員は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了後にも継続するよう必要な措置を講じます。

10. 苦情の受付について

事業所はその提供した介護予防支援に関する利用者等からの苦情を受け付ける窓口を設置し、ご相談には茂庭地域包括支援センター職員が対応します。担当者が不在の場合は、特別養護老人ホーム茂庭苑職員が対応するとともに、時間外についても同苑の夜勤者が対応し、緊急を要する場合には、担当者に随時連絡し、対応いたします。

(1) 苦情の申し立て先

茂庭地域包括支援センター	仙台市太白区茂庭台二丁目 15-20 受付時間 8時30分～17時00分 担当者 所長 阿部 久美子	電話 281-4115
特別養護老人ホーム茂庭苑	仙台市太白区茂庭台二丁目 15-20 受付時間 8時30分～17時30分 担当者 事務長 半田 ルミ子 苦情解決責任者 施設長 若松 覚	電話 281-1330
第三者委員	佐藤 美和子 (法人評議員) 仙台市太白区坪沼字寺山 1 佐藤 富士夫(茂庭台地区社協活動推進員) 仙台市太白区茂庭台五丁目 7-26	電話 281-2831 電話 281-1020
仙台市健康福祉局 保険高齢部 介護事業支援課	仙台市青葉区国分町三丁目 7-1	電話 214-8192
宮城県国民健康保険連合会 介護保険課介護相談室	仙台市青葉区上杉一丁目 2-3	電話 222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	仙台市青葉区上杉一丁目 2-3	電話 716-9674

(2) 苦情・相談処理の対応

- ①寄せられた苦情・相談に対し、速やかに相手先に連絡をとり、その内容の確認や状況の把握に努めます。
- ②苦情処理検討会議などで問題点の整理を行い、今後の改善策を検討します。
- ③調査結果及び今後の対応（改善策）について、管理者が事情説明を行います。
- ④苦情の内容が誤解であって調査・対応等を要しないと認められるときは、利用者等の理解が得られるよう説明に努めます。
- ⑤管理者は、改善策を実施するとともに、当事業所職員及び関係者への指導を徹底し再発防止に努めます。
- ⑥苦情を受け付けた場合は、その内容と処理経過を記録します。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明いたしました。

事業所 茂庭地域包括支援センター
所在地 宮城県仙台市太白区茂庭台二丁目 1 5 - 2 0
説明者 氏名 印

サービス契約の締結にあたり、重要事項の交付を受け、説明を受けましたので同意します。

利用者 氏 名 印

署名代行者 私は、利用者の契約意思を確認し、次の理由により、利用者に代わって上記署名を行いました。

理 由 ()

住 所

氏 名 印

続 柄

電 話

代理人または立会人（指名した場合）

氏 名 印